

## 令和4年度ゴキブリ駆除強調月間実施要領

- 1 目 的 府民のゴキブリ駆除に対する関心と実践意欲を高め、府内一斉に効果的な駆除運動を推進することによって、消化器系感染症や食中毒の未然防止と健康で快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。
- 2 実施区域 府内全域（大阪市域を除く。）
- 3 実施期間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月30日（木）まで
- 4 実施主体 大阪府及び府内各市町村（大阪市を除く。）
- 5 協 賛 一般社団法人 大阪府ペストコントロール協会  
一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会  
一般社団法人 関西環境開発センター  
一般財団法人 大阪防疫協会  
公益社団法人 大阪食品衛生協会
- 6 実施対象 住宅、工場・事業場・学校等の事務所や給食施設、食品取扱施設等
- 7 実施方法
  - (1) 市町村は、その地域を所管する府保健所（政令・中核市においては、当該市保健所）（以下、「保健所」という）ならびに地域団体と連絡を密にし、一般家庭に対して、一斉の駆除作業を積極的に推進するよう呼びかけること。
  - (2) 保健所は、管内市町村と十分に連携をとり、工場・事業場・学校等の管理者等に、駆除計画の樹立及び駆除作業に関して適切な指導を行うこと。
  - (3) 保健所は、飲食営業施設等の食品取扱施設において、本月間を契機として、駆除がより徹底されるよう指導すること。
  - (4) 駆除の指導に当たっては、次の点に留意すること。
    - ア 駆除方法には、別紙ゴキブリ駆除要領のとおり種々の方法があるが、作業実施場所の実態に即した適切な駆除方法を指導すること。
    - イ 殺虫剤を使用する場合、人や環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮して、まずは、発生源対策、侵入防止対策等を行うよう指導すること。
    - ウ 殺虫剤を使用する際は、使用上の注意事項を周知徹底すること。特に、殺虫剤の誤飲、誤食による事故が生じないよう万全を期すよう指導すること。
- 8 大阪府及び市町村の広報活動
  - (1) 報道機関に対しては、行事の具体的な実施計画等を積極的に資料提供すること。
  - (2) 市町村、その他関係団体で広報紙や機関紙を有するところは、本運動の記事を掲載するよう努めること。
  - (3) 保健所及び市町村は、機会を設け本運動の周知に努めること。
- 9 講習会等の開催 市町村は、その地域を所管する保健所と協力し、各地域の実状にあった講習会等を開催し、駆除の推進と作業能率の向上を図ること。
- 10 報 告 各市町村は、本月間の実施状況について、実施報告書「別紙」を作成し、貴市町村を管轄する府保健所（堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市は直接、大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課）へ令和4年8月26日（金）までに提出すること。府保健所は、管内市町村の実施報告をとりまとめのうえ、令和4年9月22日（木）までに大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課へ提出すること。  
なお、未実施の場合もその旨報告すること。